

阿賀野市都市公園条例の一部改正 及び関連する規則の概要

何故、市で独自の条例を定める必要が出てきたのか

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成24年4月1日施行された。都市公園法等が改正され、地方公共団体は、改正法施行までに、これまでは法律又は政令で定められていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等の各種基準を、国の基準を参酌※しつつも、各地方公共団体の条例に定めることとなった。

上記法律の施行日から1年を超えない期間で条例施行までは従前の基準等が適用される経過措置が設けられているが、24年度中には条例を制定する必要がある。

※参酌 十分に参照すること。参照した結果、地域の実情に応じて国の基準と異なるものを定めることは可能。

この法律が制定された経緯は

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）で「地域主権の確立は、……明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならない。」と謳っている。

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、法律又は政令による義務付け・枠付けを見直し、条例により基準を定めることとなった。

何を定めなければならないのか

	根拠法令名	条項	条項の概要
①	都市公園法	3条1項	都市公園の配置及び規模に関する技術的基準
②	都市公園法	4条1項	公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準
③	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13条 1項・2項	移動等円滑化のために必要な特定公園施設※の設置に関する基準

※特定公園施設 移動等円滑化が特に必要な施設（休憩所、駐車場、便所等）

①②については条例で詳細まで定めるが、③については条例には原則的事項を記載し、規則に詳細を定める。

国の基準を参酌し検討した結果、

①②については、現行の設置基準が都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、独自の基準は定めず国の基準どおりとする。

③については国の基準と「新潟県福祉のまちづくり条例（及び条例施行規則）」を比較して、四肢障害だけでなく視覚障害や聴覚障害等にも対応できるよう、より障害者等に優しい（バリアフリー度が高い）基準を市の基準とする。

概要は次のとおりである。

(1) 都市公園の設置基準

住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区 分	参酌基準	条例・規則（案）
市の区域内 （都市計画区域内）	10.0㎡以上	参酌基準どおり
市街地 （用途地域内）	5.0㎡以上	

(2) 都市公園の配置及び規模の基準

都市公園 の種類	配 置	規 模		
		参酌基準	条例・規則(案)	
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的として配置する	0. 2 5 h a	参酌基準 どおり	
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として配置する	2 h a		
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として配置する	4 h a		
総合公園	広域に居住する者が容易に利用できるように配置する	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できる面積		
運動公園				
緩衝緑地、 風致公園等	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できるように配置し、及びその面積を定める			

(3) 公園施設の設置基準

公園施設の種別		建築面積の割合	
		参酌基準	条例・規則（案）
建築物		2%	参酌基準 どおり
特 例	休養施設等	+10%（12%）	
	国宝、重要文化財等	+20%（22%）	
	屋根付き広場等	+10%（12%）	
	仮設公園施設	+2%（4%）	

(4) 特定公園施設のバリアフリー構造基準

特定公園施設	主な参酌基準	条例・規則（案）
園路及び広場	出入口（幅120cm以上、段差なし等）	「階段や傾斜路と通常の通路との配色を変える」等、福祉のまちづくり条例の規定を取り入れる。 その他は参酌基準どおり
屋根付き広場		
休憩所及び管理事務所	通路（幅180cm以上、縦断勾配5%以下等）	
野外劇場及び野外音楽堂	傾斜路（幅120cm以上、縦断勾配8%以下、手すり等） 等	
駐車場	車いす専用駐車場の設置等	参酌基準どおり
便房及び便所	便房（腰かけ便座及び手すりの設置等） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有すること等	「オストメイトの洗浄設備を設ける」「点字及び音声による案内」等、福祉のまちづくり条例の規定を取り入れる。 その他は参酌基準どおり
水飲場及び手洗場		
掲示板及び標識		

※（４）の基準については、上記施設を**新設、増設又は改築**する場合に適用するものであり、現にあるものを修繕する場合には適用されません。

ちなみに占用料を県の単価に倣い改正しますが、これはパブリックコメントの対象外であるので省略します。

阿賀野市都市公園条例の改正案（抜粋）

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。
- （2） 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第8条 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第28条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「円滑化法」という。)第13条第1項で規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設(円滑化法第2条第13号に規定する施設をいう。)の設置に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準【案】

阿賀野市の基準（案）	参酌すべき基準	参考とする基準
阿賀野市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則（案）	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号） （比較のため一部順序を入れ替えています）	新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年規則43号）別表第2（第4条関係） 3 公園に関する整備基準 （比較のため一部順序を入れ替えています）
（趣旨） 第1条 この規則は、阿賀野市都市公園条例（平成16年阿賀野市条例第173号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。	
（定義） 第2条 この規則で使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。		
（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、敷地の接する道路から駐車場までの敷地内の通路が専ら車両用通路として利用される場合等、高齢者、障害者等の利用上支障がないときは、この限りでない。	（園路及び広場） 第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	1 園路及び広場 公園の出入口と屋根付広場等(2の項から8の項までに定める構造の公園施設、水飲場、手洗場又は主要公園施設(修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)との間の経路及び6の項に定める構造の駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。 《1の表5の項》 敷地内の通路 敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、敷地の接する道路から駐車場までの敷地内の通路が専ら車両用通路として利用される場合等、高齢者、障害者等の利用上支障がないときは、この限りでない。
（1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	（1） 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。	イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすること。
イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。	ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。	イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ウ 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。	ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。	ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。	オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。	二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(2) 通路は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。	イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすること。
イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。	エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。	オ 横断勾こう配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。
カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
キ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋が設けられていること。		キ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。
(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げ	三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる	(3) 階段は、次に定める構造とすること。

る基準に適合するものであること。	基準に適合するものであること。	
ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。	ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。	イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
オ 段鼻（注１）の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が容易に識別できるものであること。		《１の表５の項》 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする
（４） 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	（４） 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを併設すること。
（５） 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。	五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。	（５） 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、１２０センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、９０センチメートル以上とすることができる。	イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 センチメートル以上とすること。
イ 縦断勾配は、８パーセント以下とすること。	ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。	イ 縦断勾配は、100 分の 8 を超えないこと。
ウ 横断勾配は、設けないこと。	ハ 横断勾配は、設けないこと。	ウ 横断勾配は、設けないこと。
エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
オ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。	ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。	オ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
ク 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより傾斜路の存在が容易に識別できるものであること。		《1の表5の項》 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
(7) 案内板の付近その他の要所には、注意喚起用床材又は誘導用床材が敷設されていること。		(7) 案内板の付近その他の要所には、注意喚起用床材又は誘導用床材を敷設すること。
(8) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。	七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第100号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。	(8) 2の項から8の項までに定める構造の公園施設、水飲場又は手洗場のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。
（屋根付広場） 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	（屋根付広場） 第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	2 屋根付広場 屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。
(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(1) 出入口は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。
イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保さ	二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保され	(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されて

れていること。	ていること。	いること。
(休憩所及び管理事務所) 第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	(休憩所及び管理事務所) 第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	3 休憩所及び管理事務所 休憩所又は管理事務所を設ける場合は、当該休憩所のうち 1 以上のもの又は当該管理事務所は、次に定める構造とすること。
(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(1) 出入口は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。
イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。	(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	二 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上のものは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。	四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。	(4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、5の項第1号に定める構造とすること。
2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。	
(野外劇場及び野外音楽堂) 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高	(野外劇場及び野外音楽堂) 第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高	4 野外劇場及び野外音楽堂 野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造

齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	とすること。
(1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものであること。	一 出入口は、第四条第一項第一号の基準に適合するものであること。	(1) 出入口は、2の項第1号に定める構造とすること。
(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。	二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(2) 出入口と次号に規定する車いす使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。	イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。
イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。	エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。	オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。
カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。	三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合は当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。	(3) 当該野外劇場又は当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。
(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に	四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合す	(4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、5の項第1号に定める構造とすること。

適合するものであること。	るものであること。	
2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。	一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。	ア 幅は 90 センチメートル以上とし、奥行きは 120 センチメートル以上とすること。
(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。	二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。	イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。	三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。	ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。	3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。	
(駐車場) 第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。	(駐車場) 第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。	6 駐車場 (1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の1の表6の項第1号に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。
2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。	一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。	
(2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。	二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	
(設けない)		(2) 車いす使用者用駐車施設は、公園の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
		(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる公園の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、1の表5の項並びに同表9の項第2号コ(ア)、(エ)及び(オ)に定める構造とすること。

		《1の表5の項》 敷地内の通路 敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、敷地の接する道路から駐車場までの敷地内の通路が専ら車両用通路として利用される場合等、高齢者、障害者等の利用上支障がないときは、この限りでない。【第3条】 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 【阿賀野市の基準第3条(2)カ】 (2) 段がある部分は、次に掲げるものとする。 ア 手すりを設けること。【第3条(3)ア】 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 【第3条(3)キ】 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。【第3条(3)オ】 エ 主たる階段は、回り階段でないこと。【第3条(3)ウ】 (3) 傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。【第3条(5)カ】 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 ただし、別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設(卸売市場に限る。)、20の項に掲げる公共的施設(特別支援学校を除く。)並びに22の項及び24の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。【第3条(5)ク】 ウ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。【第3条(5)キ】
		《1の表9の項》主たる利用経路 コ 主たる利用経路を構成する敷地内の通路は、5の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。【不要】 (エ) 傾斜路は、次に掲げるものとする。 a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。【第3条(5)ア】 b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16

		センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。【第 3 条（5）イ】 c 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。【第 3 条（5）オ】 （オ） 排水溝を設ける場合には、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。【第 3 条（2）キ】
（便所） 第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	（便所） 第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	5 便所
（1） 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	（2） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
（2） 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設置する水栓器具のうち 1 以上は、レバー式等の操作が容易な構造であること。		（3） 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設置する水栓器具のうち 1 以上は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。
（3） 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。	二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。	（4） 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、床置き的小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を 1 以上設けることとし、その小便器には手すりを設けること
（4） 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。	三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。	
2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。	2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。	
（1） 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。	一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。	（1） 便所を設ける場合には、1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）のものは、次に定める構造とすること。
		ア 1 の表 4 の項第 1 号アからエまで、カ及びキに定める構造とすること。
		《1 の表 4 の項》 便所 （1） 便所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。（以下略） ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房という。」）を 1 以上設けること。【不要】

		(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。【第9条第2項(3)】 (イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。【第9条第1項(2)】 イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 【第9条第1項(1)ア】 ウ 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。【第9条第1項(1)オ①】 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。【第9条第1項(1)オ②】 エ 車いす使用者用便房が設けられている便所は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。【第9条第1項(2)】 カ 車いす使用者用便房が設けられている便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み(注2)等に配慮した構造とするとともに、車いす使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。【第9条第2項(6)】 キ 車いす使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。【第9条第2項(7)】
(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。	二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。	
第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
ア 幅は、80センチメートル以上とすること。	イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。	
イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ 車いす使用者が移動する際に支障となる段(ウに掲げる場合において設けられる段を除く。)を設けないこと。
ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず便所の出入口に段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識（当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 8 2 1 0 に定められているときは、これに適合するもの）に限る。）が設けられていること。	ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。	《 7 の項》 (2) 整備基準に適合する便所若しくは車いす使用者用駐車施設の付近又は車いす使用者用便房の出入口には、それぞれ、当該便所、車いす使用者用駐車施設又は車いす使用者用便房があることを表示する標識を設けること。 (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	《 1 の表 4 の項》 ウ 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。
(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。	《 1 の表 4 の項》ウ (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	《 1 の表 4 の項》ウ (イ) 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。
(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	《 1 の表 4 の項》 エ 車いす使用者用便房が設けられている便所は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	
(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識（当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 8 2 1 0 に定められているときは、これに適合するもの）に限る。）が設けられていること。	二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	《 7 の項》 (2) 整備基準に適合する便所若しくは車いす使用者用駐車施設の付近又は車いす使用者用便房の出入口には、それぞれ、当該便所、車いす使用者用駐車施設又は車いす使用者用便房があることを表示する標識を設けること。 (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。	三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。	《 1 の表 4 の項》(1)ア (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	

(5) オストメイトのための洗浄設備を設けた便房が1以上設けられていること。		エ オストメイトのための洗浄設備を設けた便房を1以上設けること。
(6) 洗面台のうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡が設置されていること。		《1の表4の項》 カ 車いす使用者用便房が設けられている便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車いす使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。
(7) レバー式等の操作が容易な構造の水栓器具が設けられていること。		《1の表4の項》 キ 車いす使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。
3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。	3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。	
第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。	第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。	
(水飲場及び手洗場) 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	(水飲場及び手洗場) 第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	
2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。	
(掲示板、案内板及び標識) 第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	(掲示板及び標識) 第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	7 掲示板及び標識
(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	
(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。	二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。	(1) 掲示板を設ける場合は、当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。
(設けない) 第9条第1項第1号エ 第9条第2項第2号 で制定済		(2) 整備基準に適合する便所若しくは車いす使用者用駐車施設の付近又は車いす使用者用便房の出入口には、それぞれ、当該便所、車いす使用者用駐車施設又は車いす使用者用便房

		があることを表示する標識を設けること。
(設けない) 第9条第1項第1号エ 第9条第2項第2号 で制定済		(3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する案内板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		8 案内板 案内板を設ける場合には、次に定める案内板を設けること。
(1) 第8条及び第9条の規定により設けられた便所の配置が表示されていること。		(1) 整備基準に適合する便所の配置を表示すること。
(2) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものであること。		(2) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとする。
(3) 点字又は音声による案内を行うことができるものであること。		(3) 点字又は音声による案内を行うこと。
4 第1項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する案内板及び標識について準用する。	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。	
第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識又は案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。	第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。	(4) 1の項から7の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。
(一時使用目的の特定公園施設) 第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この規則の規定によらないことができる。	(一時使用目的の特定公園施設) 第二条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。	

注1 段鼻 階段の踏み板の先端部分

注2 け込み(蹴込み) ①階段の踏み板と踏み板の間にある垂直な板 ②洗面台の下スペース 等の意味